

2 手帳の交付

手帳は、障害の程度などが記載され、様々な制度を受けやすくすることを目的としたものです。障害によって3種類あります。

身体障害者手帳の交付

身 知 精

利用できる方 … 身体に永続的な障害があり、その障害程度が障害程度等級に該当する方
年齢による制限はありません。

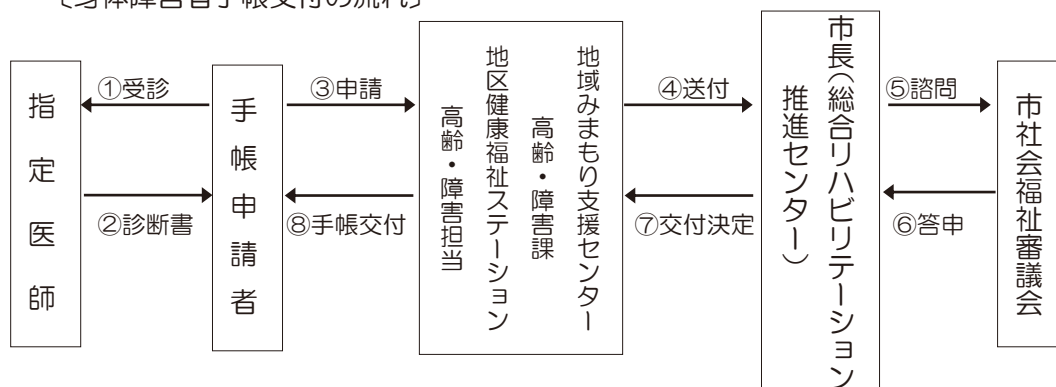
内 容 … 身体障害の方が福祉制度を利用するために必要な手帳です。

窓 口 … 地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーション（1頁）

必 要 書 類 … 診断書・意見書（指定医師の診断した指定のもの）、写真
マイナンバーの確認に必要な書類等

身体障害程度 … 等級表（18、19頁）のとおり

〔身体障害者手帳交付の流れ〕



療育手帳の交付

身 知 精

利用できる方 … 児童相談所または地域支援室で知的障害と判定された方

内 容 … 知的障害の方が福祉制度を利用するときに便利な手帳です。

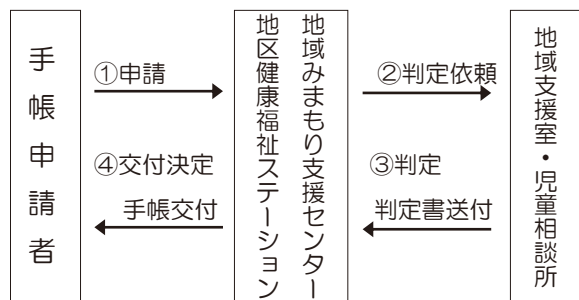
窓 口 … 地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーション（1頁）

必 要 書 類 … 写真等

知的障害程度

障害程度	療育手帳の表		説 明
最重度	A	A1	著しい発達遅滞があって、標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「知能指数」といいます。）が、おおむね20以下の場合
重 度		A2	発達遅滞があって、知能指数がおおむね21以上35以下で上記A1に該当しない場合
中 度	B	B1	発達遅滞があって、知能指数がおおむね36以上50以下で上記A2に該当しない場合
軽 度		B2	発達遅滞があって、知能指数がおおむね51以上75以下で上記B1に該当しない場合

〔療育手帳交付の流れ〕



精神障害者保健福祉手帳の交付

身 知 (精)

利用できる方 … 初診日より6か月以上精神障害の状態にあり、日常生活または社会生活に何らかの制約のある方で、手帳の交付を希望する方

内 容 … 精神障害者の社会復帰や自立、社会参加の促進を図ることを目的として交付する手帳です。障害の等級に応じ、税金の控除・減免、各種施設の入場料等の減免、電話番号案内料免除、バス乗車券等交付、NHK放送受信料免除等の優遇を受けられます。

窓 口 … 地域みまもり支援センター高年齢・障害課（1頁）

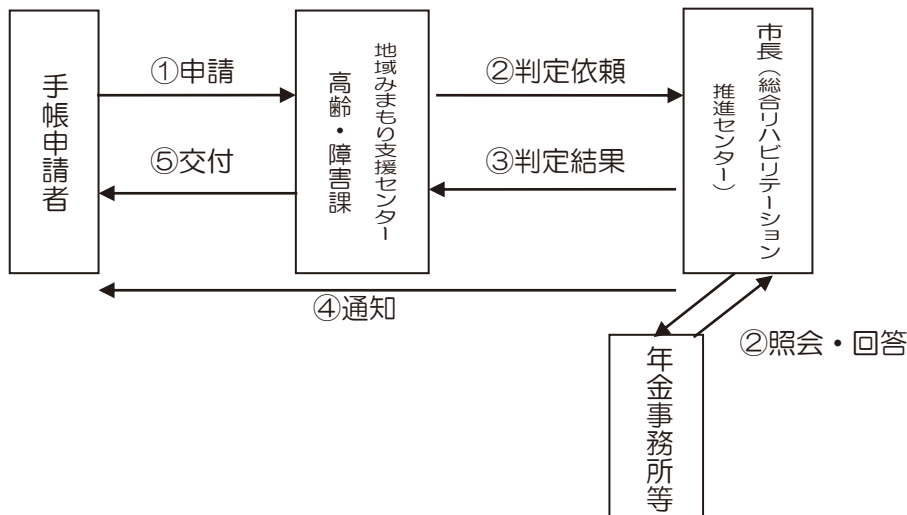
手 続 方 法 … 申請書に手帳用診断書または精神障害による障害年金の証書等（特別障害給付金受給資格者証も含む）の写しと照会同意書及びマイナンバーの確認に必要な書類等を添えて、居住地の地域みまもり支援センター（1頁）に提出します。手帳の有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請が可能です。なお、手帳交付時には本人の写真（縦4cm×横3cm）が必要になります。

また、自立支援医療（精神通院）と同時に申請される場合で、手帳用診断書で手続きされる場合は、自立支援医療の診断書も兼ねることが出来ますので、主治医に記載を依頼する前にご相談下さい。

精神障害程度

1 級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

〔精神障害者保健福祉手帳交付の流れ〕



身体障害者障害程度等級表 ①

※ 太線より左は旅客運賃割引の第1種、右は第2種となります。

障害別		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)の和が0.01以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. ゴールドマン視野計で周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度28度以下のもの 4. 自動視野計で両眼開放エスターマンテスト70点以下かつ両眼中心視野20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. ゴールドマン視野計で周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度56度以下のもの 4. 自動視野計で両眼開放エスターマンテスト70点以下かつ両眼中心視野40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. ゴールドマン視野計で周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 自動視野計で両眼開放エスターマンテスト70点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. ゴールドマン視野計で両眼による視野が2分の1以上欠損のもの 3. ゴールドマン視野計で両眼中心視野角度56度以下のもの 4. 自動視野計で両眼開放エスターマンテスト100点以下のもの 5. 自動視野計で両眼中心視野角度40点以下のもの	一視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
	聴覚又は平衡機能の障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声されて会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

身体障害者障害程度等級表 ②

※ 太線より左は旅客運賃割引の第1種、右は第2種となります。

障害別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
上肢		1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指をふくめて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
			3.一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢をショパ一関節以上で欠くもの	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1.一下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、肘関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
下肢		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢をショパ一関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1.一下肢のリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、肘関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
			1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢をショパ一関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1.一下肢のリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害
体幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1.体幹機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害		
乳幼児期以前の非進行性の脳性麻痺による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活の活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※ 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
 ※ 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
 ※ 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 ※ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
 ※ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
 ※ 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
 ※ 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
 ※ 2つ以上の重複する障害がある場合は、種別が第2種から第1種になる場合があります。